

特別養護老人ホーム あすか 指定介護老人福祉施設サービス 重要事項説明書

当施設が提供する指定介護老人福祉施設サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

名 称	特別養護老人ホーム あすか
所 在 地	島田市中河町326 - 1
電 話 番 号	0547 - 33 - 2111 (代表)
法 人 種 別 ・ 名 称	社会福祉法人 島田福祉の杜
代 表 者 名	理事長 レシャード カレッド
管 理 者 名	施設長 萩原 聡
介護保険事業所番号	2275400196
指 定 年 月 日	平成15年8月14日

(2) 職員の配置状況

＜主な職員の配置＞ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(令和8年4月1日現在)

職 種	配置職員数	指定基準数	主 な 業 務 内 容
施 設 長	1	1	施設全体の運営管理
生活相談員	3	1	ご利用者の相談に応じた生活支援
看 護 職 員	6	24	ご利用者の健康管理及び療養上のお世話
介 護 職 員	46		ご利用者の日常生活における介護及び助言
管理栄養士	2	1	ご利用者の食事等に関する栄養管理
医 師	1 (非常勤)	1	ご利用者の健康管理及び療養上の指導
介護支援専門員	1	1	ご利用者の施設サービス計画の作成管理
機能訓練指導員	1	1	ご利用者の機能訓練

(3) 施設設備の概要

定 員	70人
居 室	4人部屋(個室的多床室) 11 室 (1室平均56.49㎡) 3人部屋(個室的多床室) 1 室 (1室平均48.21㎡) 2人部屋(個室的多床室) 2 室 (1室平均33.04㎡) 個室 19 室 (1室平均15.68㎡)
浴 室	一般浴室・特別浴室 109.92㎡ (中間車椅子浴付)

食堂及び機能回復訓練室		1 0 5 . 6 8	m ² (1ユニット)
その他の設備	談話室	3 5 . 1 3	m ² (2ヶ所)
	医務室	4 5 . 4 3	m ²

2. 指定介護老人福祉施設の運営方針

1. 施設サービス計画に基づき、可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。
2. あなたの意志など人格を尊重し、常にあなたの立場に立って施設サービスを提供するように努めます。

3. 利用料金等

(1) 利用料金

別表 特別養護老人ホームあすか 料金表をご参照ください。

(2) 料金の支払い方法

あなたが当施設に支払う料金は、月ごとの精算とします。毎月15日頃までに、前月にご利用いただいた分のサービス利用料金を請求しますので、請求した月の27日までにお支払い下さい。支払い方法は、現金払、銀行振込、口座引落の中から契約の際に選んで下さい。

当事業所 口座番号

金融機関名	島田掛川信用金庫 島田本店営業部
口座名義人	社会福祉法人 島田福祉の杜 理事長 レシャード カレッド
口座種別	普通
口座番号	7 6 4 0 5 1

(3) その他

あなたの被保険者証に支払い方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、あなたがお住いの市町村役場窓口に提出して下さい。

4. サービスの利用方法

(1) 利用の開始

当施設の利用開始日は別添の特別養護老人ホーム「あすか」指定介護老人福祉施設サービス利用契約書の第3条第1項に記載された日からとなります。入所後、当施設の介護支援専門員が施設サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア あなたの都合で契約期限前に施設サービスの提供を終了する場合
施設サービスの終了を希望する10日以上予告期間を置いて、文書で申し出て下さい。

イ 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、施設サービス終了日の30日間の予告期間を置いて、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合に、施設サービスは自動的に終了となります。

- ・あなたが他の介護保険施設に入院又は入所した場合
- ・あなたの要介護度が非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・あなたが不在となった場合

5. 施設利用にあたってのご案内

面	会：原則として午前9：00～11：00、午後14：00～16：00までの間にお願いします。
外出・外泊	：事前に連絡下さい。（外出、外泊届を出していただきます）
飲酒・喫煙	：指定された場所以外での飲酒はできません。全館、禁煙です。
設備・器具	：設備器具の利用については、職員の指示に従って使用下さい。
金銭 管理	：盗難、及び、紛失等を防止するため一定額以上の金銭の本人保管を禁止します。 但し、本人及び家族もしくは代理人が、施設側に金銭管理（年金等の受領、利用料金等の支払いなど）を委託する場合は、施設に対し金銭に関する委任状を提出していただいた上で、有料で事務所管理とします。
持込み品	：貴重品類、ペットは持込み不可。市販薬は嘱託医の判断によります。
宗教活動	：不可（個人の信仰は除きます）
迷惑行為	：個人の生命、財産をおびやかしたり、信仰、支持等を妨げる行為は固く禁止します。
私物の取扱い	：当施設を退所する場合、あなたが持ち込んだ私物（衣類・家具・書物等）は、すべてお持ち帰りいただきます。
その他	：必要に応じ、文書、又は口頭でお願いする場合があります。

※留意事項

（１）ご利用中の事故（転倒・滑落等）について

当施設では人的・物的、両面において介護保険法で定める指定基準を基にご利用者が安全に過ごしていただけるよう努力致します。

しかし、要介護状態の高齢者は歩行等の動作や意思表示が良好でなく常に危険を孕んでいるため、施設内での転倒等を完全に防ぐことはできません。

従いまして、当事業所のサービスご利用中であっても転倒等による怪我や急変というリスクが全て解消されるわけではないことをご承知ください。

（２）私物（衣類・日用品）の管理について

当施設への入所にあたり持込まれた衣類等の日用品について、日常生活の中で清潔に使用いただけるよう洗濯等適切な管理に努めます。しかし、劣化や汚染の状況により当方が使用に耐えられないと判断した場合は処分することがあります。

また、他ご利用者の物と紛れ紛失する場合がありますのでご承知おきください。

なお、管理に特別注意を要する場合などは予めご相談ください。

(3) カスタマーハラスメントへの対応について

当施設に対して外部の皆様からご意見やご質問を受けた場合、真摯に拝聴し必要に応じた対応を行います。

しかし、それらのご意見やご質問を妥当性に照らして手段・態様が社会通念上不当でその結果職員の就業環境を害すると判断した場合、関係機関と連携し厳格に対処致します。

6. 施設サービスの内容

当施設においてあなたに提供するサービスは以下のとおりです。作成された介護計画をもとにわかりやすく説明します。

食 事	：日常の食事は、基準食事サービスの範囲で提供します。
特別な食事	：行事食、嗜好による選択食、濃厚流動食等の提供を行ないます。また、施設の理念に基づきご利用者が楽しく生きがいをもって日常生活が送れるよう試みのひとつとして、出前ものを食べることや外出をしてお店で食事をすることもあります。その場合は、ご利用者の食事内容や食事形態を十分に配慮させていただきます。
入浴あるいは 清潔保持	：週2回以上の入浴を提供します。（利用者の体調により変わることがあります。）
衣 類 等	：身体、精神状況に応じた衣類を適切な交換により清潔に使用していただきます。
排 泄	：身体状況に応じた適切な排泄方法で対応します。
整 容	：洗面、歯磨き等身体状況に応じた対応を行ないます。
離 床	：身体状況に応じた適切な離床時間を確保します。
健康管理	：嘱託医（1回／4週の回診）の指示のもと看護職員を中心に健康管理に努めます。 なお、施設にて対応不可能な医療管理があります。

7. 職種別の保有資格

生 活 相 談 員	社会福祉士、もしくは、社会福祉主事任用資格
看 護 職 員	看護師、もしくは、准看護師
介 護 職 員	介護福祉士、もしくは、介護職員初任者研修修了
管 理 栄 養 士	管理栄養士
医 師	嘱託医師
介 護 支 援 専 門 員	介護支援専門員

8. 協力医療機関

当施設の協力医療機関は、島田市立総合医療センター及び(社医)駿甲会 コミュニティホスピタル甲賀病院です。

また、必要に応じその他介護保険施設等を紹介できます。

9. 非常災害対策

非常時の対応 近隣との協力体制 平常時の防災訓練等 防災設備等 消防計画	・非常用の食糧の備蓄。非常時の職員対応体制の整備 ・近隣町内会、消防団等と協力 避難訓練、非常招集訓練等を6ヶ月1回実施 耐震耐火建物 自動火災通報装置による管理 初期消火設備 屋外避難器具（テント、発電機、浄水器、非常用食料等） 消防署への届出：平成 15 年 7 月 11 日 防火管理者：萩原 聡 内 容：総合防災に関する危機管理体制、職員役割分担 職員非常招集体制、避難地の設定等
--	---

10. 施設の医療体制について（別紙1）

11. 苦情処理

当施設の指定介護老人福祉施設サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。又、当施設に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

あすか苦情相談窓口	住 所	島田市中河町326 - 1
	担当者	大塚 大祐
	TEL	0547 - 33 - 2111
市 町 村 苦 情 苦 情 相 談 窓 口	住 所	島田市中河町283 - 1
	担 当	島田市長寿介護課相談窓口
	TEL	0547－34－3294
静岡県国民健康 保険団体連合会	住 所	静岡市葵区春日町2丁目4 - 34
	担 当	介護保険課
	TEL	054－253－5590

説明者：職種

氏名

重要事項説明に関する同意欄

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者の家族

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____